

京都府土地利用基本計画の改定について

平成 29 年 5 月
建設交通部用地課

- 土地利用基本計画は国土利用計画を基本として策定することとされており（国土利用計画法第 9 条第 9 項）、京都府国土利用計画が下記①から③を基本として、策定したことを踏まえ、京都府土地利用基本計画も同様の方針で、改定する。

- ①社会経済状況の変化を踏まえる
- ②「明日の京都」「京都府地域創生戦略」「京都府人口ビジョン」等の本府の他の計画との整合性を図る
- ③地域区分を 3 区分から 5 区分に変更する

論点：具体的な改定内容について、以下のとおりとする。

第 1 土地利用の基本方針

→国土利用計画の「国土利用に関する基本構想」を踏まえて改定

第 2 土地利用の調整等

→社会経済状況の変化にあまり影響されない内容であり、改定すべき部分がないため、改定しない

<参考>

○ 国土利用計画等との関係

国土利用計画（平成 29 年 1 月策定）

↓ 基本として策定（国土利用計画法第 9 条第 9 項）

土地利用基本計画

↓

各個別規制法に基づく個別計画

都市計画（都市計画法）、農振計画（農業振興地域の整備に関する法律）、森林計画（森林法）

公園計画（自然公園法）、保全計画（自然環境保全部）

○ 京都府土地利用基本計画の構成（国土利用計画法第 9 条第 2 項第 3 項、施行令第 2 条）

計 画 書	第 1 土地利用の基本方針
	1 土地利用の基本方針
	(1) 基本理念
	(2) 土地利用をめぐる現状と課題
	(3) 基本方針
	2 地域別の土地利用の基本方向
	第 2 土地利用の調整等
	1 土地利用の原則
	2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針
	計画図（地域類型別の地域の範囲を縮尺 5 万分の 1 の地形図表示）

○ 改定スケジュール（案）

平成 29 年 1 月 27 日	京都府国土利用計画 策定
1 月 30 日	京都府国土利用計画審議会 計画改定の考え方について審議
5 月 26 日	京都府国土利用計画審議会(計画部会) 計画原案について審議
6～8 月	市町村及び庁内部局への意見照会
9 月	パブリックコメント
10 月	京都府国土利用計画審議会(計画部会) 計画最終案について審議
11 月	市町村長へ意見聴取 計画最終案について
11～12 月	国土交通大臣へ意見聴取 最終案について
12 月	京都府国土利用計画審議会 最終案について審議
平成 30 年 1 月	京都府土地利用基本計画 改定

○ 関係法令

国土利用計画法(抄)

(目的)

第 1 条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

(土地利用基本計画)

第 9 条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

(以下省略)

9 土地利用基本計画は、全国計画(都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画)を基本とするものとする。

(以下省略)

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

国土利用計画法施行令(抄)

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第 2 条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。